

[A] 江戸幕府の成立ーテキスト P38 対応ー

1590年に豊臣秀吉は天下を統一したものの、その後「明の征服」を夢見て、朝鮮に対して明出兵のための先導役を命じた。ところが、それを断られたため、秀吉は文禄の役(1592～)・慶長の役(1597～)と二回にわたる朝鮮出兵を断行したよね。この朝鮮出兵のために、西国を中心とした大名たちが朝鮮へと駆り出されるんだけど、この朝鮮出兵に赴かなかったのが**徳川家康**。家康は北条氏滅亡後に関東に移され、関東**250万石**の大大名となっていて、戦国初期に**太田道灌**が築城した**江戸城**を拠点に、着々と関東で勢力の確立に勤しんでいた。

そんな慶長の役(1597～)が行われている最中、豊臣秀吉は1598年に病没したため、秀吉の晩年に側室の**淀君**との間に生まれた若干5歳の**豊臣秀頼**が跡を継いだ。当然、5歳の秀頼には政治を行えるわけないので、秀吉政権下で政治を取りまとめてきた**五大老**と呼ばれる有力大名と、**五奉行**と呼ばれる秀吉子飼いの大名によって政治が行われることになったんだ。

<五大老・五奉行>

五大老=**徳川家康**(五大老筆頭)・**前田利家**・**毛利輝元**・**宇喜多秀家**・**上杉景勝**・(小早川隆景[◎])
五奉行=**浅野長政**(五奉行筆頭)・**石田三成**・**長束正家**・**前田玄以**・**増田長盛**

しかし、この大名たちによる協調政治はすぐに崩壊する。家康が公然と天下取りを狙うようになったからだ。そこで、家康は豊臣家の中で起きていた内部分裂に着目したんだ。

<豊臣家臣の内部分裂>

武断派…福島正則・加藤清正・黒田長政・細川忠興など
 文治派…石田三成・小西行長・長束正家・前田玄以など

武断派というのは秀吉が天下統一までの多くの戦で活躍してきた体育会系の連中。一方、文治派というのは全国統一を成し遂げた後に、民政などに貢献していった文化部系の連中。当然、お互い考え方は異なるし、最近では民政が重要になり、文治派の方が重視されていたので、武断派の方はおもしろくない。そこで、家康は武断派の福島正則などと親交を結ぶようになり、これから起こるであろう大規模な争いに備えていったんだ。

これに対して、文治派の石田三成は「秀吉様亡きあとは、秀頼様がいらっしゃるにもかかわらず、家康は天下を取ろうと企んでいる。だから、不屈きな家康を倒すんだ」とついに兵を挙げた。これにより、**美濃国**で天下分け目の戦いと呼ばれる**関ヶ原の戦い**が**1600年**に起きたんだ。

徳川家康率いる東軍の軍勢は福島正則・黒田長政などを含めた約10万4000人。一方、**石田三成**率いる西軍の軍勢は五大老の毛利輝元・宇喜多秀家や、小早川秀秋・**小西行長**などを含めた約82000人(石田三成は五奉行の一人に過ぎないので、五大老の**毛利輝元**を「盟主(同盟の中心者)」とした)。

実は開戦当初から攻勢だったのは三成の西軍の方だったんだけど、その途中松尾山で日和見の立場を貫いていた小早川秀秋が家康の東軍に寝返ったことで、西軍は総崩れ。結果、家康の東軍の大勝利に終わったんだけど、この戦い後、**石田三成**・**小西行長**は京都で処刑され、秀吉の子の**豊臣秀頼**は**摂津・河内・和泉**の**65万石**の大名に領地を削減されることになった。こうして、全国の大名にトップに立つことになった家康は、その3年後の**1603年**に後陽成天皇から**征夷大将軍**に任命されて、江戸に幕府を開くことになったんだ。

そして、名実ともに全国の大名の頂点に立った家康は、自らが全国を治める支配者であることを示すために、翌年の1604年に、全国の諸大名に対して、国単位に**国絵図**(国の地図が描かれた絵図)と**郷帳**(石高を把握する検地帳)の作成を命じて、それを家康に提出させたんだ。つまり、この全国の地図が描かれた国絵図と、大名の収入額である石高が記された郷帳を家康が所有するということが、全国の地形や土地からあがる収入額を、全国統治者である家康が全て握っているんだぞっていうことになるよね(秀吉時の慶長の元号が使用されていた時期は**御前帳**と呼ばれたが、それ以後のものは郷帳と呼ぶ)。

これで全国の権力者は家康になったわけだけど、一つ問題が残っている。それが関ヶ原の闘いの後、摂津・河内・和泉の大坂周辺の65万石のみの大名に下げられてしまったけど、未だに大坂城で莫大な秀吉の遺産を持っている豊臣秀頼だ。だから、他の大名の中でも「家康さんはいずれ征夷大将軍の職を秀頼様に譲って、豊臣政権へと戻すつもりなのだろう」と思っている豊臣家ゆかりの連中がいる。…家康がそんなことするわけないよね～？

そこで、「これからは、豊臣家ではなく、徳川氏が將軍を世襲して全国を治めていくんだ」ってことを示すため、**1605年**に家康は將軍職を辞めて、子供の**徳川秀忠**に譲ったんだ。つまり、これは「將軍職は豊臣氏とかではなく、徳川氏が世襲していくことを諸大名に示すため」なわけだね。ただし、將軍職自体は秀忠に譲ったけれど、家康自身は自分の生まれ育った**駿府**に移って、前將軍である**大御所**として実権を握ることになる。

ところが、まだ肝心な問題が残っているよね？それが、未だにずっと徳川氏に服従していない豊臣家の**豊臣秀頼**とその母**淀君**だ。しかも、豊臣家には秀吉の頃の莫大な財産などが残ってるから、それを使って大量の武士(浪人)を雇うこともできるし、やっかいだよな？そこで、そのお金を使わせまおうってことで、秀頼に京都にある方広寺の再建を命じたんだ。

この方広寺というのは、1588年に秀吉が刀狩令を出す時の名目として、徴収した刀などを加工して建立した**方広寺**のこと。この豊臣家ゆかりのお寺が地震で崩壊してしまっていたんで、秀吉の冥福にもなるのだし、建て直したらどうって秀頼に勧めたわけだ。そして、その方広寺が1614年にやっと再建されたんだけど、その方広寺の釣鐘の銘文に「**国家安康**」「**君臣豊楽**」という文字が刻まれていたんだ。これは、どちらも「国家が安らぎますように」、「主君も家臣も豊かになれますように」という良い意味なんだけどね…。ところが、この家康がこれに対して「おい、こらあああ！国家安康ってどうゆうことやねん。「**国家安康**」って、家康って文字が二つに分けられてるやないかい！？これは家康を真つ二つにしようってことだな？それから、「**君臣豊楽**」？豊臣家が楽に榮えるってことやないかい！？」っていちやもんを付けてきたんだ。…これ、めちゃくちゃですよな？

豊臣家からすればたまったものじゃないけど、家康としてみれば豊臣家を滅ぼす口実さえあれば良かった。そして、これに猛抗議をして、謝罪をしたいのなら、「大坂城を明け渡すか、秀頼の母親である淀君を人質として差し出せ、こら」と要求してきたんだ。これを**方広寺鐘銘問題**というんだけど、豊臣家は当然そんな要求呑めるわけないよね？その結果、徳川氏が**大坂城**に攻撃をしかけて1614年の**大坂冬の陣**が起きるんだ。

でも、この当時の大坂城というのは今現在の大阪城とは比べ物にならないぐらいの大きさと難攻不落な名城。城のまわりに内堀と外堀と二重もの堀で囲まれているしね。しかも、家康自体は城攻めが大の苦手だったので、1ヶ月かけても落とすことができなかった…。そこで、やむを得ないけど、「①大坂城にそのまま秀頼と淀君はいい。②その代わりに、大坂城の外堀を埋める」という条件で講和が結ぶことにした。ところが、約束では「外堀」だけを埋めるという条件だったんだけど、その後強行的に「内堀」も埋めてしまったんだ。…こら辺はもうえげつなさすぎだけだね。

「外堀」も「内堀」も埋められちゃったら、もう大坂城は丸裸。そして、その後にもまた「秀頼は大坂城から出て行け」と要求をふっかけて、秀頼が断ったので「それなら最終決戦じゃあああ！」ということで起きたのが 1615 年の大坂夏の陣だ。でも、さすがに外堀も内堀もなかったら大砲などで攻撃されたら防げないよね？これによって、大坂城は落城し、豊臣秀頼とその母の淀君は大坂城で自害して、豊臣氏は滅亡することになったんだ。…さて、ともかくこの大坂夏の陣によって、今まで続いた戦乱の時代はもう終了だ。そして、これからは戦のない平和な時代が訪れるわけだ。それを元和の時代に武がおさめられたということで、元和偃武と言う。

大坂冬の陣・夏の陣が終わって、豊臣氏も滅びたことにより、元和偃武という平和の時代が訪れた。…ということは、もう戦争のための城をいくつも置いておく必要はないよね？そこで、その大坂夏の陣の直後に出されたのが 1615 年の一国一城令だ。一つの領国内には、大名の居城する城以外は置いちゃいけません。だから、それ以外の城はすべて取り壊し。これによって、約 400 の城が取り壊されたんだけど、これの実際の目的って何だろう？

この法令の目的は、大名の城を一つだけにするによって、大名の軍事力を弱めるためのものなんだ。もしも、大名が反乱を起こして抵抗した場合に、その大名が立てこもる城がいくつもあつたら、その分だけ軍事力も戦費も必要になるからね。そこで、その大名の城を一つだけにしといたんだ(その一方で、大名の家臣が今まで所持していた城郭も取り壊されたことで、有力家臣に対する大名の軍事的優位性が促進された側面ももつ)。

[B] 幕藩体制ーテキスト P39 対応ー

さて、ここで「大名」についての話が出てきたので、いったん話を「幕藩体制」に移そう。

<幕藩体制>

「幕藩体制」について説明する上では、「征夷大將軍(將軍)」がどういう存在であるのかを考えなければならぬ。

そもそも日本の統治者は天皇である。しかし、天皇は中世・近世を経て日本を統治する権威・実力を失ってしまった。そこで、武家の棟梁の地位を確立し、全国の実力者である徳川家を征夷大將軍(將軍)に任命し、政治を行う権力(政権)を委ねることにした。つまり、征夷大將軍(將軍)である徳川家(將軍家)は、天皇から政権を委任されることで、日本を統治する立場にいるわけである。

こうした正当な公権力を担当する存在である、將軍家・幕府のことを「公儀」と呼ぶ(公儀とはもともと正当な公権力をもつ朝廷・公家を表す言葉として使われていたが、正当な公権力の担当者として次第に武家政権が認識されると、將軍家や幕府を意味するようになった。また、幕府権力に対しては私的な存在の藩権力をもつ大名も、公儀と呼ばれる場合があった)。

そして、「公儀」として全国を統治する將軍(徳川家)は大名に領地を給付し、領知宛行状(領地の支配を認める確認文書)を發給し、大名の領地の支配権を保障した。このように、大名が將軍から給付された領地を支配する体制を大名知行制という。そして、領地支配を保障された大名は、その代わりとして、石高に応じた軍役(軍事力)を負担する体制が整えられた。

以上の内容は教科書に即した形で説明したのだが、非常にわかりづらかったハズなので、噛み砕いて説明しよう。そもそも、徳川家(將軍家)は天皇から政権を任せられた立場なので、徳川家は全国の土地所有者という立場をもつ。

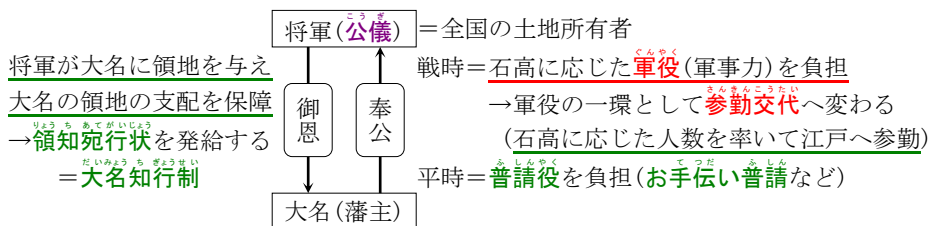
そして、この江戸時代でも中世からの「封建制度」が続いている。鎌倉時代の將軍と御家人の主従関係は「御恩」と「奉公」による「封建制度」をもとに成り立っていた。そして、この「封建制度」は江戸時代にも將軍と大名の主従関係においても、そのまま継承されている。

そもそも全国の土地所有権は、全国の武家の棟梁である将軍にある。そして、将軍は大名に対する「御恩」として、将軍から大名に領地を与える形をとって、大名の所有する領地の支配を保障してあげる(いわゆる本領安堵である)。そのことを示すために、1617年に2代将軍徳川秀忠は、全国の大名などに対し、領知宛行状という領地の支配を認める確認文書を発給して、大名などの支配する領地は将軍が認めてあげたものである、ということを意識付けたのである。なお、その後の3代将軍徳川家光も個別に領知宛行状を発給したが、4代将軍徳川家綱は1664年に全国の大名・公家・寺社に対し、今まで個別に発給していた領知宛行状を同時一斉に1830通ほど発給した。これを寛文印知というのだが、これによって徳川家(将軍)が全国の土地支配者であることを明示したのである。

こうした将軍から与えられた「御恩」に対して、大名は将軍に「奉公」として戦時には石高に応じた軍役(軍事力)を負担しなければならない。つまり、石高に応じた軍役を負担するというのは、戦争が起きたら大名の収入額に見合った分の兵力や軍馬を負担しなければいけない、ということ。ゆえに、大坂の陣などにおいては、大名たちはそれぞれの石高に見合った分の兵力を率いて参陣しなければならない。例えば、大名の石高が100万石だとしたら、戦争が起きた場合に軍役として1万人の兵を負担し、50万石の大名なら5000人の兵を負担しなければならない、といった具合である。

しかし、大坂夏の陣(1615)が終結すると、戦のない時代の元和偃武が到来したため、実際には軍役として兵力を動員する必要性がなくなっていった。そこで、その軍役の一環として、大名の石高に応じた従者の人数を率いて江戸へ参勤する参勤交代へと変化していったのである。

こうした戦時の場合、大名は軍役やその一環としての参勤交代を負担するが、戦のない平時には、江戸城などの城郭の修築や土木事業のお手伝い普請にあたる普請役を負担することになる。



このように、全国の大名たちは将軍からの「御恩」として、藩(大名の領地)の支配権を認められ、その地域の統治を行っている。だから、よく誤解している生徒が多いのだが、江戸幕府が全国の政治を行っているわけではない。幕府が政治を行っているのは天領(幕領)と呼ばれる幕府の直轄領だけであって、それ以外の地域である藩は大名が支配することを認めている。つまり、幕府は天領(幕領)のみで政策を行っていて、薩摩藩(現在の鹿児島県)は、その地域に住む人々に対する政策を行い、長州藩(現在の山口県)は、その地域に住む人々に対して政治を行っているわけである。このように、幕府は天領(幕領)の支配を行い、大名は藩の支配を行う支配体制を幕藩体制という。

こういった藩を支配しているのが大名なわけだけど、この大名とは石高が一萬石以上の武家のことを言う。江戸時代には大体 260~270 家の大名がいたんだけど、この大名の種類は大まかに親藩・譜代・外様の3つに分けることができる。

まず、親藩というのは徳川氏の一門の家柄で約 20 家ぐらいいあるんだけど、中でも一番家柄が高い3つが(御) 三家。それが家康の9男徳川義直を祖とする尾張藩・10男徳川頼宣を祖とする紀伊藩・11男徳川頼房を祖とする水戸藩だ。この御三家は、もしも将軍を継いだ秀忠の家系の徳川宗家が途絶えてしまった場合、将軍家を出すことができる家柄。ちなみに、この家柄の中でも序列があって、尾張と紀伊が一番高いんだ。水戸藩は若干低いんだけど、その代わり副将軍はこの水戸徳川家から出ることになる。「水戸黄門」として有名な、2代水戸藩主の徳川光圀も副将軍であったしね。

< (御) 三家の覚え方 >

「お よしな(さい) 君(き み)より ノーブラふっさふさ」
尾 義直 紀 水 頼 宣 頼 房
張 伊 戸

この(御)三家の次に偉いのが田安宗武を祖とする田安家・一橋宗尹を祖とする一橋家と・清水重好を祖とする清水家から成る(御)三卿という家柄なんだけど、実はこれは初めからあったわけじゃないんだ。この家柄が出来たのは8代將軍の徳川吉宗以降からだ。

そもそも、8代將軍の徳川吉宗は、7代將軍の徳川家継で徳川宗家が途絶えてしまったため、御三家の紀伊藩主から連れてこられた人物。ということは、吉宗としては今後御三家さえも途絶えてしまった時のことも考えなければならない。そして、吉宗以降の將軍が、自分の血統に近い人物であることを望んだ。そこで、將軍の後継者がいなかった場合に將軍家を出せるように、自分の2男(田安宗武)と4男(一橋宗尹)、孫(清水重好)を祖とする御三卿という家柄をつくっておいたんだ(なお、御三家の紀伊家からは8代目の吉宗と14代目の家茂、御三卿の一橋家からは11代目の家斉と15代目の慶喜、田安家からは田安宗武の子として松平定信が輩出されている)。

こういった徳川家一門の親藩に対して、家康が小大名であった三河時代から徳川氏の家臣であった者で大名に取り立てられた者が譜代だ。彼ら譜代は、石高自体は少ないんだけど、徳川氏への忠誠度も高いため要地に配置される。

一方、関ヶ原の戦い以後に徳川氏に従った大名を外様というんだけど、外様は石高の多い大名が多く、一番幕府に逆らう可能性が高い。だから、遠方に配置されることが多い。そして、こういった大名が將軍に対する奉公として勤めなければいけないのが、先ほどの「幕藩体制」の項でも述べた戦時における軍役と、平時におけるお手伝い普請などの普請役なわけだね。

< 藩政 >

大名の領地やその支配機構を藩と言うが、これまでの大名は地方知行制という方法で、自分の領国を支配していた。これは、大名が家臣に領地(知行地)を与えて、その領地をその家臣に支配させる、というもの。まあ、簡単に言えば「俺(大名)は多くの直轄領があって、そこから収入を確保している。そこで、お前(家臣)には領地(知行地)を与えるので、その領地はお前(家臣)がそのまま支配していいよ。だから、俺(大名)はお前(家臣)に給与とかは特に支給しないから、自分でその土地から年貢を徴収して自給自足しろ」というもの(論述的に述べると、家臣の所領を本領安堵してやるということ)。このように、大名が家臣たちに領地を与えることで、家臣が自分の領地(知行地)を持っている形態を知行取という。

ところが、その家臣がその領地を治めるためには、その中心となる城が必要になる。しかし、1615年に発布された一国一城令によって、彼ら家臣の城は取り壊されてしまったので、その土地にいる必要性がなくなってしまった。そこで、17世紀半ばから、家臣たちは大名のいる城下町に集住するようになり、この家臣の土地も含めて領内丸ごと大名が蔵入地(直轄地)として支配するようになっていった(論述的に述べると、大名による領内一元支配が進む)。そして、大名がその直轄地から年貢米を徴収して、それを領地(知行地)を持たなくなった藩士(藩の家臣)に給料として支払うようにしたわけだ。その給料である米のことを蔵米(俸禄米・禄米・切米ともいう)といい、この大名から家臣に給料である蔵米を支給する制度を俸禄制と言う。つまり、今までは家臣に土地を与えて、自分たちで収入をまかなわせていた(地方知行制)わけだけど、これ以降は領内の土地をすべて大名が支配するようになり、その大名から給料を支払う形(俸禄制)に変えたわけだ。

こうして大名から給料をもらうことになった藩士は、その代わりとして、大名の下の家老(藩政を統括する大名の重臣)や郡奉行(家老の下で農政・行政を統括する役人)、代官(農村支配にあたる役人)などの役職に就き、藩政を運営していくことになった。

さて、将軍に仕えている武家で石高が1万石以上のものを大名というのに対し、石高が一万石未満で将軍に直々に仕えている約22000人の武士を直参という。この直参は二つに分けることができ、それが旗本と御家人の二種類だ。この両者の違いに関しては、簡潔に述べると将軍に謁見することができるか、できないか。将軍に会うことができることを御目見得と言うんだけど、御目見得以上で約5000人いる知行取が旗本で、御目見得以下で約17000人いる蔵米取が御家人。なお、旗本の知行取というのは、自らの知行地(領地)をもち、そこからの収入があるタイプのもので、御家人の蔵米取というのは、自らの知行地(領地)を持たないため、将軍から給料として蔵米という米を支給されるタイプのこと。まあ、イメージとして旗本はリッチで、御家人はピンボーだと思っておけばいい。

こういった御家人に給料を支給したり、政策を行うためには財政基盤が必要になる。そのため、幕府は天領(幕領)と呼ばれる直轄領を全国に持っているんだけど、その石高が約400万石。全国の総石高が約3000万石だから、幕府の石高は全国の約7分の1になる。しかも、約300万石ある旗本の領地である旗本知行地を含めると約700万石になるから、全国の約4分の1を幕府が支配下に置けることになる(御家人の場合はほとんど蔵米取なので、知行地には当てはまらない)。なおかつ、この4分の1というのは徳川家一門の親藩や以前からの家臣である譜代を含まずの数字だからね。これらの大名は徳川家の家臣であるわけだから、それらの石高も含めると、全国の4分の3が幕府の勢力範囲になる。こうしてみると、幕府の勢力がどれだけすごいか分かるよね。

また、幕府は以前に豊臣氏が直轄化していた鉱山や主要都市なども幕府の直轄化している。たとえば、鉱山では、家康側近の大久保長安が開発した佐渡国の相川金山や石見国の大森銀山、但馬国の生野銀山を直轄として、そこから採れる金や銀で金貨や銀貨を铸造したり、幕府の収入にしたりしていたんだ。それから、江戸・大坂・京都や長崎・日光・堺などの重要都市に関しても幕府自ら直轄して、その地に町奉行や奉行などを置いていた(町奉行・奉行が置かれた都市は幕府の職制で後述する)。こういった直轄都市の中で最も重要な都市が三都と呼ばれる江戸・大坂・京都。将軍がいることから「将軍のお膝元」と呼ばれる江戸、コメ・魚・野菜・果物など全国の商品が集まってくることから「天下の台所」と呼ばれる大坂、平安時代の頃から都として栄えた「千年の古都」京都、これらが重要なのは当たり前だね。ところが、面倒なことに慶應大の経済学部では、これら三都の人口を問うてきたこともある。江戸の人口はもともと15万人程度だったんだけど、のちに町人方という町人の住む地域だけで50万人、武家方と呼ばれる武士の住む地域も50万人、両者を含めると何と100万人にまで増加した。これは当時のロンドンでも87万人だったので、世界1位の人口だったんだ。それに対して、大坂は江戸初期の頃は30万人近くだけど、経済の中心として徐々に人口は増えて40万人ほど、一方京都は初期40万人だったものが徐々に減少していつて35万人ほど、というのが特徴的だね。

[C] 江戸幕府の職制ーテキストP39 対応ー

江戸幕府の職制は、基本的にトップの将軍が行う将軍独裁の色が濃いんだけど、将軍自ら政治を取り仕切ることは多くない。そのため、将軍の下には譜代大名から任命される各役職があるんだけど、その役職の中で最高職なのが、10万石以上の石高をもつ酒井・井伊・土井・堀田の4氏から任命される大老だ。ただし、これは将軍が幼かったり、国家的な重要時期に任命される臨時の最高職であり、常に置かれているわけではない非常置の役職。じゃあ、常に置かれているトップの役職は何だろう？それが政務を統轄する常置の最高職である老中だ。この老中は初期の頃は年寄と呼ばれていたんだけど、「年寄」という言葉には「老人」という意味以外にも「人の長」という意味があるので、この場合は重臣という意味を指している。ただ、老中が全ての政務を統轄するのは難しいので、彼らよりも若い連中がこれの補佐役にあたる。それが老中の補佐、旗本・御家人を統轄する若年寄だ。つまり、年寄と呼ばれた老中よりも、「若」い「年寄」が若年寄なわけだ。

ここで、気づいてほしい点は、親藩・外様大名が要職に就くことができないということ。そもそも親藩は石高が多く、要地に配置される。そのため、要職に就けるようにしてしまうと、権力を牛耳ってしまう可能性がある。そのため、要職には就けないようにしたのである。また、外様大名は石高が多いが、関ヶ原の戦い以降に臣従した大名なので、信用を置くことはできない。ゆえに、遠方に配置し、要職にも就けないようにする。一方、譜代大名は要地に配置されるが、石高は少ない(譜代大名の中で最大の彦根藩井伊家でも石高は35万石)。そこで、彼らを幕府の要職に就けることで権力を与える。このように、江戸幕府のシステムは、それぞれ親藩・譜代・外様の収入・権力などをバランスよく割り振ることで、それぞれの均衡を保つようにした効果的なものだったのである。

「親藩」…①石高=多・②配置=要地・③要職=就けない」

「譜代」…①石高=少・②配置=要地・③要職=就ける」

「外様」…①石高=多・②配置=遠方・③要職=就けない」

それじゃあ、最後に江戸幕府の職制の特色を見ていこう。こういった役職などの中で、特に重要な老中や若年寄、三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)って、権限が強いでしょ？だから、こうした権限が一人に集まらないように、要職には複数名を任命して合議制が行われるんだ。例えば、老中は4人、若年寄も4人、寺社奉行・勘定奉行も4人。江戸町奉行は南北の奉行所の2人とかね。

そして、こうした複数の担当者が、月番制といって一ヶ月ごとに交代して勤務する。例えば、老中の場合は、1月に老中Aと老中Bが勤務、2月は老中Cと老中Dが勤務、3月はまた老中Aと老中Bが勤務するわけだ。こうすれば、権力1人に集中するのを防ぐことができるからね。

<合議制・月番制>

①合議制…老中(4名)・若年寄(4名)・寺社奉行(4名)・勘定奉行(4名)・江戸町奉行(2名)

②月番制…老中A…1月勤務→2月休み→3月勤務

老中B…1月勤務→2月休み→3月勤務

老中C…1月休み→2月勤務→3月休み

老中D…1月休み→2月勤務→3月休み

ところが、重大事件や管轄がまたがる事件が起きた場合はどうするか。例えば、「江戸の町人が僧侶を殺害して、天領(幕領)を逃げ回っている」などの事件が起きた場合、江戸の町人は江戸町奉行の管轄、僧侶は寺社奉行の管轄、天領は勘定奉行の管轄になる。このような、管轄のまたがる事件や重大事件などが起きた場合は、評定所という最高司法機関が設けられ、老中・三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)や大目付・目付などが集まって話し合うんだ。

じゃあ、こういった江戸幕府の職制はいつ整ったのか。初代将軍家康の頃は、農村の庄屋制度と似たような仕組みで、非常に簡素なものに過ぎなかった(これを江戸中期の幕臣小宮山昌世は「庄屋仕立て」と比喻した)。これが3代将軍徳川家光の頃に、老中・若年寄・寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行などが正式に設置され、ようやく整うことになったんだ。

[A] 大名統制ーテキストP38対応ー

これまでの鎌倉幕府や室町幕府も140年近く政権を維持したけど、それは長期的に安定していたものではない。ところが、江戸幕府は1603年に成立して以降、ペリーが来航する1853年までは細かい部分を除けば安定した政権を保つことができた。はあ、なぜ江戸幕府は260年もの間、政権を維持することができたのだろうか？その理由は、幕府にとって危険性のある勢力に対して、それぞれ法律や制度・監視機関を設け、江戸幕府の統制下においたからなんだ。例えば、諸大名には「武家諸法度」を、朝廷には「禁中並公家諸法度」を、寺院には「諸宗寺院法度」を、神社には「諸社禰宜神主法度」を、農民には「五人組制度」・「慶安の触書」といった具合に、「大名は～しちやいけないよ」、「公家も～しちやダメだよ」、「農民も～しちやダメだよ」、って規制をかけるわけだ。

＜諸統制政策＞

「武家諸法度」……………大名が守らなければならない法律
 「禁中並公家諸法度」……………朝廷が守らなければならない法律
 「諸宗寺院法度」……………寺院が守らなければならない法律
 「諸社禰宜神主法度」……………神社が守らなければならない法律
 「五人組制度」・「慶安の触書」…農民が守らなければならない法律

それじゃあ、まず初めに大名に対する統制政策から見ていこう。諸大名に対しては、大坂夏の陣が終わった直後の1615年に一国一城令が出されていたはず。これは大名の城を一つだけにすることで、大名の軍事力を削減することを目的に発布されたものだったね。

こうして大名の軍事力を削減した上で、これ以降大名が幕府に逆らったりしないように、諸大名を伏見城に集めて、13条から成る大名に対する根本法典として武家諸法度(元和令)を1615年に発布したんだ。これは「黒衣の宰相」と呼ばれた崇伝(金地院崇伝・以心崇伝)が起草して、その時の2代将軍徳川秀忠の名で発布したんだけど、これを裏で命令していたのは大御所の徳川家康だ。

この武家諸法度(元和令)はさっきの一国一城令と同じように、大坂夏の陣が終わった直後に出されたものなんだけど、これから幕府支配を維持していくためには、大名をいかに抑えるかが重要だよな？そこで、一番危険性の高い大名に対して、「①大名は文武弓馬(学問・武芸)に励むこと、②諸国の居城を修理する場合は、必ず幕府に申し出るように、③幕府の許可無く婚姻を結ばないように、④大名同士が徒党を結んでよからぬことを企まないように、⑤法度に違反した者を領内に隠しておかないように、⑥諸大名が参勤する時の作法について(参勤交代の制度化ではない)」といった、大名の守らなければならない内容を規定したわけだ。

じゃあ、もしも、こういった武家諸法度の内容に違反したり、大名が急死して跡継ぎがいなかったり、幕府に対して謀叛を起こした場合はどうなるのか？…その場合は領地を没収されてしまう改易や、領地を削減される減封、領地を引越される転封(国替)という処罰が待っているんだ。最も罪の重い改易は、その大名の家も取り潰しになってしまうんだけど、先ほどの武家諸法度の「諸国の居城を修理する場合は、必ず幕府に申し出るように」という内容に違反して、広島城を無断修築したため改易された大名が安芸国の広島城主福島正則だ。彼は関ヶ原の戦いで家康に味方したものの、もともと秀吉子飼いの大名。だから、豊臣寄り的大名だから幕府からも狙われていたわけだね。それ以外に改易された大名としては、越後高田藩主の松平忠輝(家康の6男であったが、大坂夏の陣に遅参したため家康の不興を買って改易される)、越前福井藩主の松平忠直(家康の孫であったが、江戸へ参勤しないなど不遜な行動が多かったため改易される)、下野宇都宮藩主の本多正純(家康時代からの重臣であったが、土井利勝らの反対派に謀られたと思われる)、肥後熊本城主加藤忠広(秀吉子飼いの大名加藤清正の子だが改易の理由は不明)が有名だね。

㊦ 武家諸法度－元和令(1615年)－『御触書寛保集成』

- 一、文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
 - 一、法度ニ背ク輩、国々ニ隠シ置クベカラザル事。……
 - 一、諸国ノ居城修補ヲ為スト雖モ、必ズ言上スベシ。況ンヤ新儀ノ構營堅ク停止令ムル事。……
 - 一、隣国ニ於テ新儀ヲ企テ徒党ヲ結ブ者之有バ、早く言上致スベキ事。
 - 一、私ニ婚姻ヲ締ブベカラザル事。……
 - 一、諸大名参勤作法ノ事。……
 - 一、諸国諸侍、儉約ヲ用ヒラルベキ事。……
- (一、文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、法度(法令)に違反する者は、それぞれの領国に隠し置いてはならない。……
 - 一、諸国の居城はたとえ修理であっても、必ず幕府に報告せよ。まして、新規に築城することは厳重に禁止する(この条項に違反し、安芸国広島城主の福島正則は改易(領地没収)された)。……
 - 一、隣りの国で、新たに不穏な動きがあったり、徒党(同志)を集めている者があれば、速やかに報告せよ。
 - 一、幕府の許可受けなく、婚姻(結婚)はしてはならない。……
 - 一、諸大名が江戸に参勤する時の作法について(参勤交代を制度化したものではない)。……
 - 一、諸国の侍の身分の者達は儉約を心がけるようにせよ。……)

さて、徳川秀忠が武家諸法度(元和令)を出して以降、この武家諸法度は将軍の代が替わるごとに毎回発布されていく(7代将軍家継と15代将軍慶喜は除く)。だから、その後の3代将軍徳川家光時にも武家諸法度が出されているんだ。それが、元和令発布からちょうど20年後の1635年に、林羅山の起草で発布された武家諸法度(寛永令)だ。これは元和令から「①参勤交代の制度化、②500石積以上の大船建造禁止、③私的な関所や津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止」など新たに6つの項目を追加した19カ条から成るんだけど、その中身まで問われてくる。

まず、「①参勤交代の制度化」とは、参勤交代自体は以前から慣例として存在していたんだけど、それを正式に武家諸法度に規定して、毎年4月に江戸に参勤することを義務付けた、ということ。そして、大名の妻子は人質として江戸にある大名屋敷に居住させて、大名には国元(大名の本国)と江戸を1年交代で往復することを強制化したんだ(つまり、薩摩藩主の場合は薩摩で1年生活→江戸で1年生活→薩摩で1年生活ということ)。ただし、大名の国元が江戸から遠い、近いという地理的な関係もあるので例外もある。例えば関東の大名では半年交代(2月と8月で交代)、水戸藩の場合は副将軍という立場にあるので、ずっと江戸に居る江戸定府(つまり参勤交代はしない)。それに対して、対馬の宗氏は遠距離なので3年に1回、同じく蝦夷の松前氏は5年に1回だ。

＜参勤交代の意味・影響＞

「幕藩体制」の項でも述べたように、参勤交代は将軍による「御恩」と、それに対する大名の「奉公」から成る「封建制度」が背景にある。

全国の土地所有者である将軍は、大名に対する「御恩」として、藩(大名領)の支配を保障する。それに対して、大名は将軍に対する「奉公」として戦時には石高に応じた軍役(軍事力)を負担しなければならぬ(戦時は軍役を負担するが、戦のない平時には、江戸城などの城郭の修築や土木事業のお手伝い普請にあたる普請役を負担することになる)。

しかし、現在は大坂夏の陣も終わり、元和偃武という平和な時代なので、戦争のような事態が起きることはない。そこで、今までの軍役の一環として、将軍と大名の主従関係を確認する意味も含めて、石高に応じた従者の人数を率いて江戸に参勤させるようにしたのが参勤交代だ。つまり、最大の外様大名である103万石の加賀藩(前田氏)なら約3000人の従者を率いて参勤、73万石の薩摩藩(島津氏)なら約2000人の従者を率いて参勤、といった具合になる。

さて、続いてこの参勤交代の制度化による影響だ。まず、大名は江戸へと向かう道中費用と1年間の江戸での滞在費のため、経済的な負担が増大することになる。その結果、参勤交代の費用だけで年間支出の20~40%になり、藩財政の窮乏化を招くことになってしまった(大名の経済力を弱らせることで、下剋上を予防するという意味もあったとされる)。その一方で、各大名が江戸へと参勤するため、江戸へと通じる五街道などの交通が発達し、街道における宿駅や江戸などの市場が発達する。そして、大名が国元へと戻ることによって、江戸の文化が地方に伝わるというメリットもあった。

それから「②500石積以上の大船建造禁止」は、もう平和な時代なわけだし、米を500石以上(約75トン)積めるような大きい船は造っちゃダメですよ、ということ(ただし、1853年のペリー来航により、欧米列強に対抗できる大船が必要になったため、老中阿部正弘の安政の改革により大船建造禁は緩和された)。また、「③私的な関所や津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止」は、私的に関所を設けたり、飢饉・凶作が起きた際に、物資の他国への移出・移入を止めたりすることを禁止したものだ。

A 武家諸法度ー寛永令(1635年)ー『御触書寛保集成』

- 一、文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
- 一、大名小名、在江戸交替、相定ムル所也。毎歳夏四月中参勤致スベシ。……
- 一、五百石積以上ノ船停止ノ事。
- 一、私の関所、新法の津留、制禁の事。
- (一、文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、大名・小名(1万石以上をもつ者で、大規模な知行を持つ大名と小規模な知行を持つ小名)が国元と江戸とを参勤交代するよう定めるものである。毎年夏の四月中に江戸に参勤せよ。……
- 一、500石(約75トン)積み以上の船をつくることは禁止する。
- 一、大名が幕府の許可無く私設の関所を置いたり、新たに法をつくっての津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を行うことは禁止する。)

[B] 朝廷統制ーテキスト P38 対応ー

1586年、豊臣秀吉は皇位継承に介入して、正親町天皇の後継天皇に孫の後陽成天皇を擁立しているんだけど、新たに権力の座を手に入れた徳川家康もまた皇位継承に介入している。

当時の後陽成天皇は、弟の八条宮智仁親王への譲位を望んでいたが、家康はそれに反対し、1611年に後陽成天皇皇子の後水尾天皇を擁立した。この事例からもわかるように、天皇・朝廷は徳川幕府の統制を受けていた。では、なぜ徳川幕府は朝廷に対して自由を与えなかったのだろうか？

そもそも、古代から中世まで天皇は権力をもって自ら政治を執り行なったり、権力闘争の主役となっていた。また、天皇からの宣下で徳川氏が征夷大將軍(將軍)に任じられるように、天皇・朝廷は古代から伝統的な権威を持っている。だから、徳川幕府は天皇・朝廷が自ら政治権力をふるわないように、他の大名が天皇・朝廷と結びつかないように、幕府が朝廷との関係を独占できるように、細心の注意を払ったんだ。

こうした天皇・公家を統制するため、1615年に公布されたのが、17条から成る禁中並公家諸法度だ。これは武家諸法度を公布した7月7日から、わずかに10日後の7月17日に公布されたものなんだけど、これを起草した人物も武家諸法度の起草をした崇伝(金地院崇伝・以心崇伝)だ(禁中並公家諸法度の前提として、2年前の1613年には公家衆法度と勅許紫衣法度も発布されている)。

この法度に規定された内容は主に、

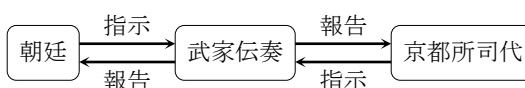
- 「①天皇の^{しゆもん}学問第一」…天皇が行うべき芸能の第一は^{しゆもん}学問，第二は和歌，第三は有職故実である。
- 「②公家の^{せきじ}席次」……公家の座次(座席の順序)は，三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・親王・摂家の元大臣・諸親王・清華家の元大臣の順番となる。
- 「③^{しんかん}撰関の任免」……公家の最上位の家格である^{しんか}撰家(一条・二条・九条・近衛・鷹司の五撰家)であっても，その人物の器量に欠ければ三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・撰政・関白に任じられるべきではない。
- 「④^{ぶけ}武家の^{くわんい}官位」……武家の官位は公家の官位とは切り離し，別に存在させる。
※朝廷が武家に影響力を及ぼすことを防ぐため
- 「⑤^{げんごう}元号の制定」……^{げんげん}改元(元号を改める)にあたっては，新しい元号は漢朝(中国王朝)で既に用いられた元号の中から，吉例であったものを用いること。
- 「⑥^{むらさき}紫衣の勅許」……^{むらさき}紫衣とは，高僧のみが着用をする紫色の袈裟で，天皇の^{しんきょ}勅許(許可)により着用が許されるものである。しかし，近頃はやたらに紫衣の着用が許されているので，これからはよく吟味するように。

④ 禁中並公家諸法度『御当家令条』

- 一，天子^{しゆげいのう}諸芸能の事，第一御^{しゆもん}学問也。……
- 一，^{しんか}撰家^{しんか}為りと雖も，其^き器用無きは，三公・撰関に任せらるべからず。況んや其外をや。
- 一，武家の^{くわんい}官位は，公家^{くわんい}当官の外^{くわんい}為るべき事。
- 一，^{げんげん}改元，漢朝の年号の内，吉例を以て相定むべし。……
- 一，^{むらさき}紫衣の寺住持職先規希有の事也。近年^{しんねん}猥りに^{しんきょ}勅許の事，且は^{かつか}臈次を乱し，且は^{くわんい}官寺を汚し，甚だ然るべからず。向後に於ては，其^き器用を撰び，……申し沙汰有るべき事。
- (一，天皇が修めなければならない諸芸能の第一は^{しゆもん}学問である。……
- 一，^{しんか}撰家(撰政・関白に就任し得る家柄の一条・二条・九条・近衛・鷹司の五撰家)出身の人物であっても，能力のない者は三公(太政大臣・左大臣・右大臣)・撰政に任命してはならない。ましてや，それより下の家柄の者は言うまでもないことである。
- 一，^{ぶけ}武家に与える^{くわんい}官位は，公家の在官者とは別に扱うこととする。
- 一，^{げんげん}年号を改めることについては，中国の年号から縁起の良いものを定めよ。……
- 一，^{むらさき}紫衣を許される寺の住職は，以前はきわめて少なかった。しかし，近頃はやたらに^{しんきょ}勅許されている(許されている)。これは一つには序列を乱し，一つには官寺の名誉を汚すもの，はなはだけしからぬことである。以後は，その能力をよく吟味して，……任命すべきである。)

こうした法令で朝廷に対して規制をかけておいたわけだけど，朝廷の行動全般についても^{きょうとすうじ}京都所司代・^{ぶけだんぱう}武家伝奏を通じて幕府の管理下に置いている。京都所司代は朝廷を監視するために譜代大名から任命され，そして武家伝奏は朝幕(朝廷・幕府)間の連絡のために^{くわんか}公家2名から任命される。

<武家伝奏>

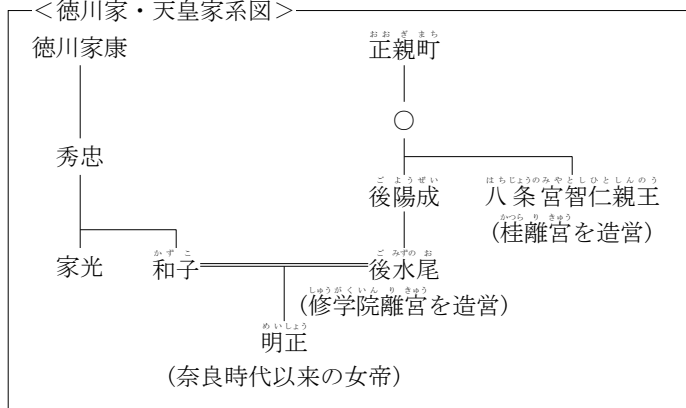


例えば，天皇が花見などに行きたい場合は，まず武家伝奏に「朕は花見に行きたいでおじゃる」と伝える。そうしたら，武家伝奏が京都所司代に「帝が花見に行きたいそうですが」と伝え，京都所司代が「だめ」と言ったら，武家伝奏がそのことを天皇に伝えるといった具合だね。

このように、徳川幕府は禁中並公家諸法度などの法律、京都所司代、武家伝奏などの役職により、天皇・公家を京都の中に閉じ込めてしまい、なおかつ公家領は7万石、皇室領にあたる**禁裏御料**も1万石しか与えなかったんだ(家康の頃は1万石だったが、のちに秀忠が1万石、綱吉も1万石献上したことで最終的には**3万石**となった)。

これだけやればもう十分だと思うでしょ？でも、徳川幕府はまだまだ続ける。朝廷を更に統制するとともに徳川氏の権威を高めるため、今度は天皇家に徳川家の血筋を混ぜようと、1620年に將軍**徳川秀忠**の娘である**徳川和子**を**後水尾天皇**に内入させたんだ(その後、後陽成天皇と徳川和子の間に皇女の興子内親王(のちの**明正天皇**)が生まれている)。

<徳川家・天皇家系図>



ここまで、規制を受けていたら後水尾天皇もストレス溜まりまくりだよな。だから、そうしたストレスの発散の意味もあったんだろうけど、天皇は大徳寺や妙心寺の高僧に、**紫衣**を着用することを認めまくっていたんだ。紫衣とは、天皇からの勅許により高位の僧侶に与えられる法衣のこと。簡単に言えば、偉い坊主に「お前今までよく頑張ってきたな。その功績を称えて、この紫色の衣をプレゼントしたるわ(紫は日本では高貴な色とされている)。」ってことだね。

でも、待って。この天皇が勅許により高僧に紫衣を与えることは昔は朝廷の権限だったんだけど、徳川幕府は禁中並公家諸法度で規制をかけていなかったっけ？

<禁中並公家諸法度第16条(現代語訳)>

天皇の勅許により紫衣を着ることが許される高僧は、以前は極めて少なかった。しかし、近頃はやたらに紫衣を着ることが許されている。これでは寺院の序列が乱れてしまう。…なので、今後はその僧侶の能力などをよく吟味した上で、紫衣を与えるように。

…うん、確かにあらかじめ幕府は紫衣の勅許について言及しているね。ということで、幕府は1627年、**後水尾天皇**が幕府の許可なく与えた紫衣を全部取り上げちゃったんだ(これを**紫衣事件**という)。でも、紫衣の勅許はもともと朝廷の権限であったんだし、それはやりすぎだよって抗議をしてきた坊主がいた。それがタクアンを考案したと言われる**大徳寺の僧沢庵(沢庵宗彭)**だ。でも、その抗議がしつこかった。1629年の2年間にわたって抗議をし続けたので、幕府は「しつこいわ」って**出羽国**に配流することにしたんだ(のち、沢庵は1632年に許され、徳川家光の帰依を受け江戸品川の東海寺を開いている)。

この事件の重要性は大きい。なぜなら、天皇自らのお許しである勅許よりも、幕府の法度の方が偉いってことでしょ？だから、この事件は“**天皇の勅許よりも幕府の法度の方が優先されることが明らかになった**”という意味をもつんだ。

ところが、これに怒っちゃったのが、紫衣をあげまくっていた後水尾天皇だ。「もう、朕は怒ったあるよ。そんなにイチイチ幕府から言われるなら朕は天皇やめちゃうから」って、いきなり何の前触れもなく、**後水尾天皇**は皇女の**明正天皇**に譲位することを発表しちゃったんだ。これは、幕府の同意なしにいきなり譲位したもだから、当然幕府も困惑したんだけど、最終的にはそれを認めている。その理由は、即位した**明正天皇**が後水尾天皇と徳川和子(徳川秀忠の娘)であったため。まあ、徳川家の血が入った天皇が即位するなら問題はないからね。

なお、この明正天皇は女性なので、奈良時代の称徳天皇以来の女帝の誕生ということになる(奈良時代の女帝である元**明**天皇と元**正**天皇から、**明正**天皇という名が贈られた)。ただし、久々の女帝復活なんだけど、最後の女帝はこの人ではないんだ。最後の女帝は江戸時代中期に即位した**後桜町天皇**って人がいるからね。

譲位した**後水尾上皇**はその後、京都に**修学院離宮**という**数寄屋造**(書院造に茶室風建築の様式を取り入れた建築様式)の山荘を造営し、しばしば行幸している。また、後水尾上皇の叔父にあたる**八条宮智仁親王**も京都に**桂離宮**という**数寄屋造**の別荘を造営している(幕府が後水尾天皇を擁立したため、八条宮智仁親王は第2皇子であるにもかかわらず即位できなかった)